

## 自己資本比率規制（バーゼルⅢ・国内基準）

### 自己資本調達手段の概要

自己資本は、「自己資本の構成に関する事項」で記載の通り、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。具体的には会員の皆さまからの普通出資金のほか当金庫が永年にわたって積立ててきた利益剰余金が該当します。

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内のみで事業を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づいた業務活動から得られる利益による堅実な資本の積み上げを考えております。

## 自己資本の構成に関する事項

### 自己資本比率(単体)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	50,415	50,854
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,310	1,309
うち、利益剰余金の額	49,157	49,598
うち、外部流出予定額(△)	52	52
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	125	74
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	125	74
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	12
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	50,556	50,941
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33	76
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	33	76
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	33	76
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	50,522	50,865
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	235,702	257,398
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,726	△7,218
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△8,795	△7,288
うち、上記以外に該当するものの額	69	69
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,304	9,630
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	246,007	267,029
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.53%	19.04%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 連結の範囲に関する事項

当金庫では、子会社はその資産・売上高等からみて、当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、自己資本比率告示に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。

子会社は「淡信実業株式会社」1社であり、当金庫の不動産管理等を行っております。また、資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

## 自己資本の構成に関する事項

### 自己資本比率(連結)

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	50,424	50,864
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,310	1,309
うち、利益剰余金の額	49,167	49,608
うち、外部流出予定額(△)	52	52
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	125	74
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	125	74
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	12
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	50,565	50,951
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33	76
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	33	76
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	33	76
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	50,531	50,875
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	235,692	257,389
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△8,726	△7,218
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△8,795	△7,288
うち、上記以外に該当するものの額	69	69
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,306	9,634
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	245,999	267,023
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.54%	19.05%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

**その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額**

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。  
該当ございません

**自己資本の充実度に関する事項**

**自己資本の充実度(単体)**

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	235,702	9,428	257,398	10,295
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	241,576	9,663	261,326	10,453
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	2,257	90	1,528	61
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	49,405	1,976	49,584	1,983
法人等向け	58,104	2,324	62,312	2,492
中小企業等向け及び個人向け	21,482	859	22,327	893
抵当権付住宅ローン	1,740	69	1,619	64
不動産取得等事業向け	9,949	397	9,279	371
3カ月以上延滞等	119	4	46	1
取立未済手形	14	0	10	0
信用保証協会等による保証付	1,416	56	1,535	61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	190	7	190	7
出資等のエクスポージャー	190	7	190	7
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	96,896	3,875	112,888	4,515
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	84,919	3,396	100,844	4,033
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,723	108	2,723	108
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	418	16	333	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,835	353	8,988	359
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,851	114	3,288	131
ルック・スルー方式	2,851	114	3,288	131
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	69	2	69	2
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,795	△ 351	△ 7,288	△ 291
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	3	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,304	412	9,630	385
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	246,007	9,840	267,029	10,681

**自己資本の充実度(連結)**

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	235,692	9,427	257,389	10,295
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	241,566	9,662	261,316	10,452
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	2,257	90	1,528	61
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	49,405	1,976	49,584	1,983
法人等向け	58,104	2,324	62,312	2,492
中小企業等向け及び個人向け	21,482	859	22,327	893
抵当権付住宅ローン	1,740	69	1,619	64
不動産取得等事業向け	9,949	397	9,279	371
3カ月以上延滞等	119	4	46	1
取立未済手形	14	0	10	0
信用保証協会等による保証付	1,416	56	1,535	61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	180	7	180	7
出資等のエクスポージャー	180	7	180	7
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	96,896	3,875	112,889	4,515
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	84,919	3,396	100,844	4,033
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,723	108	2,723	108
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	418	16	333	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,835	353	8,988	359
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,851	114	3,288	131
ルック・スルー方式	2,851	114	3,288	131
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	69	2	69	2
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 8,795	△ 351	△ 7,288	△ 291
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	3	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,306	412	9,634	385
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	245,999	9,839	267,023	10,680

(注)

1. 所要自己資本の額はリスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会等のことです。
4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(単体)

<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	548,433	555,574	177,422	175,778	151,565	153,146	1	5	925	626
国 外	55,156	51,505	—	—	55,156	51,505	—	—	—	—
地 域 別 合 計	603,590	607,080	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	925	626
製 造 業	40,972	43,396	20,580	20,383	20,248	22,869	0	0	279	19
農 業、林 業	247	228	247	228	—	—	—	—	—	—
漁 業	498	543	498	543	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	21	12	21	12	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9,644	10,698	9,544	9,998	100	700	—	—	21	21
電気・ガス・熱供給・水道業	5,843	6,865	937	955	4,905	5,909	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3,056	3,713	275	216	2,542	3,050	—	—	—	—
運 輸 ・ 郵 便 業	18,021	17,901	3,704	3,791	14,317	14,109	—	—	514	331
卸 売 業、小 売 業	27,509	27,837	15,965	14,890	11,543	12,945	0	1	97	233
金 融 業、保 険 業	286,896	293,732	12,041	13,553	70,246	70,872	0	3	—	—
不 動 産 業	21,461	19,685	13,439	11,663	8,021	8,021	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	35	52	35	52	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	51	35	51	35	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	5,712	5,766	5,712	5,766	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,490	1,589	1,490	1,589	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3,872	4,089	3,868	4,084	—	—	—	—	3	6
教 育、学 習 支 援 業	161	176	161	176	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	5,791	5,699	5,791	5,699	—	—	—	—	—	2
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,232	2,437	2,307	2,414	900	—	—	—	—	4
国・地方公共団体等	132,317	123,937	58,123	57,420	73,896	66,174	—	—	—	—
個 人	22,623	22,300	22,623	22,300	—	—	—	—	10	8
そ の 他	14,128	16,380	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	603,590	607,080	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	925	626
延 滞	509	708	509	708	—	—	—	—	—	—
1 年 以 下	216,665	194,622	22,191	26,268	13,278	15,135	1	5	—	—
1 年 超 3 年 以 下	58,059	88,601	15,835	13,687	37,224	36,913	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	49,918	52,641	24,373	23,032	25,544	29,608	—	—	—	—
5 年 超 10 年 以 下	106,458	98,246	55,112	52,987	50,597	44,153	—	—	—	—
10 年 超	129,988	126,902	53,025	53,266	76,963	73,635	—	—	—	—
期間の定めのないもの	41,990	45,357	6,373	5,826	3,113	5,206	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	603,590	607,080	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(連結)

<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	548,423	555,564	177,422	175,778	151,565	153,146	1	5	925	626
国 外	55,156	51,505	-	-	55,156	51,505	-	-	-	-
地 域 別 合 計	603,580	607,070	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	925	626
製 造 業	40,972	43,396	20,580	20,383	20,248	22,869	0	0	279	19
農 業、林 業	247	228	247	228	-	-	-	-	-	-
漁 業	498	543	498	543	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	21	12	21	12	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9,644	10,698	9,544	9,998	100	700	-	-	21	21
電気・ガス・熱供給・水道業	5,843	6,865	937	955	4,905	5,909	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3,056	3,713	275	216	2,542	3,050	-	-	-	-
運 輸 ・ 郵 便 業	18,021	17,901	3,704	3,791	14,317	14,109	-	-	514	331
卸 売 業、小 売 業	27,509	27,837	15,965	14,890	11,543	12,945	0	1	97	233
金 融 業、保 険 業	286,896	293,732	12,041	13,553	70,246	70,872	0	3	-	-
不 動 産 業	21,461	19,685	13,439	11,663	8,021	8,021	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	35	52	35	52	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	51	35	51	35	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	5,712	5,766	5,712	5,766	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,490	1,589	1,490	1,589	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	3,872	4,089	3,868	4,084	-	-	-	-	3	6
教 育、学 習 支 援 業	161	176	161	176	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	5,791	5,699	5,791	5,699	-	-	-	-	-	2
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,222	2,427	2,307	2,414	900	-	-	-	-	4
国・地方公共団体等	132,317	123,937	58,123	57,420	73,896	66,174	-	-	-	-
個 人	22,623	22,300	22,623	22,300	-	-	-	-	10	8
そ の 他	14,128	16,380	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	603,580	607,070	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	925	626
延 滞	509	708	509	708	-	-	-	-	-	-
1 年 以 下	216,665	194,622	22,191	26,268	13,278	15,135	1	5	-	-
1 年 超 3 年 以 下	58,059	88,601	15,835	13,687	37,224	36,913	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	49,918	52,641	24,373	23,032	25,544	29,608	-	-	-	-
5 年 超 10 年 以 下	106,458	98,246	55,112	52,987	50,597	44,153	-	-	-	-
10 年 超	129,988	126,902	53,025	53,266	76,963	73,635	-	-	-	-
期間の定めのないもの	41,980	45,348	6,373	5,826	3,113	5,206	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	603,580	607,070	177,422	175,778	206,722	204,652	1	5	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

- 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(単体・連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	108	125	—	108	125
	2019年度	125	74	—	125	74
個別貸倒引当金	2018年度	1,663	1,240	448	1,215	1,240
	2019年度	1,240	1,134	178	1,061	1,134
合計	2018年度	1,771	1,365	448	1,323	1,365
	2019年度	1,365	1,208	178	1,187	1,208

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金は考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等(単体・連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	264	238	420	264	264	238	5	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	61	57	170	61	61	57	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	508	346	446	508	508	346	—	18
卸売業、小売業	212	293	299	212	212	293	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	52	52	73	52	52	52	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	3	3	3	3	3	3	—	—
飲食業	1	1	1	1	1	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	7	4	4	4	7	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	116	117	114	116	116	117	—	—
その他のサービス	1	5	111	1	1	5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	13	10	13	13	13	10	—	—
合計	1,240	1,134	1,663	1,240	1,240	1,134	5	18

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金・貸出金償却を考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単体)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	131,591	—	116,170
10%	—	30,380	—	37,541
20%	14,806	250,274	19,911	246,462
35%	—	5,085	—	4,717
50%	55,981	239	56,613	454
75%	—	24,557	—	25,218
100%	4,705	51,358	8,013	51,498
150%	—	156	—	7
250%	—	34,451	—	40,471
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	0
合計		603,590		607,080

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（連結）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	131,591	—	116,170
10%	—	30,380	—	37,541
20%	14,806	250,274	19,911	246,462
35%	—	5,085	—	4,717
50%	55,981	239	56,613	454
75%	—	24,557	—	25,218
100%	4,705	51,348	8,013	51,488
150%	—	156	—	7
250%	—	34,451	—	40,471
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	0
合計	603,580		607,070	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

### 信用リスクの定義

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、金融機関が保有する資産（オフバランス資産を含みます。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

### 信用リスク管理方針

当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳正に管理するため、信用リスク管理要領を制定しています。また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を貸出業務基本方針（クレジットポリシー）として定め、健全な倫理観にもとづいた行動および判断を行うよう周知徹底をはかっています。

当金庫では、審査部門を営業推進部門から明確に分離し、牽制機能が働くよう、それぞれ独立した機能を持たせる体制を構築しています。

全てのリスク管理に関する事項を協議、審議する機関としてリスク管理委員会を設置のうえ、信用リスク管理の担当部を審査部とし、信用リスクに関する状況を定期的にあるいは必要に応じてリスク管理委員会へ報告する体制としています。また、資産の自己査定に関する事項を協議、審議する機関として資産査定委員会を設置しています。

### 信用リスク管理の手続き

審査部は、信用格付を参考として与信先ごとに信用リスクを管理しています。

信用格付は、財務情報の定量評価と財務面に表れない定性的な情報（経営能力や経営基盤など。）を評価することにより当該与信先の信用力の程度を12ランクに区分したものです。この与信先の信用格付は定期的、または必要に応じて、機動的に見直しを行っています。

また、審査部は与信ポートフォリオ全体を地域別、科目別、期間別、業種別、及び債務者区分別に分類し信用リスクの分散や変動の状況を管理しています。

### 貸倒引当金について

信用コストである貸倒引当金は、自己査定結果をもとに「償却・引当基準」によって適正な引当を行っております。

## リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、国内格付機関の日本格付研究所（JCR）又は格付投資情報センター（R&I）の2つの機関を採用しています。上記格付のないものは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）又はスタンダード・プアーズ（S&P）を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。



洲本市 岩戸神社

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体・連結）

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		2,407	1,608	10,210	10,824	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針

信用リスク削減手法とは、担保、保証、相殺契約等、信用リスクを軽減するための保全措置のことです。

当金庫は、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境等さまざまな角度から与信審査を行っており、保全措置を補完的な位置づけとしています。

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の手続き

当金庫が扱う担保としては当金庫預金、国債、上場会社株式等があります。

また、保証としてはしんきん保証基金があります。

当金庫は、担保・保証規程等を制定し、適正な評価・管理を行っています。また、当金庫は、期限の利益の喪失事由等が与信先に発生した場合に、基本契約にもとづき自金庫預金と貸出金等を相殺することを可能としており、自己資本比率の算出においても、この相殺効果を考慮して信用リスク・アセットを削減しています。

なお、当金庫においては、特定の事業会社、又は、業種に与信が集中しておらず、信用リスク削減手法の適用について懸念すべき集中リスクは生じておりません。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体・連結）

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	2
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	1	5	1	5
(I) 外国為替関連取引	1	5	1	5
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 金関連取引	—	—	—	—
(IV) 株式関連取引	—	—	—	—
(V) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(VI) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	5	1	5

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、与信取引における総合的な判断を行うことで、リスクを管理しております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。



### 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

### オペレーショナル・リスクに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法等に関するリスク管理要領をそれぞれのリスクについて定め、データの分析・評価を行いリスクの極小化に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、毎月の理事会に報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、自己資本比率規制で定められた手法のうち基礎的手法による計測を採用することとし、態勢を整備しております。

#### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

### 出資等エクスポージャーに関する事項

#### 貸借対照表計上額及び時価(単体・連結)

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	179	—	179	—
合 計	179	—	179	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 投資信託等は含んでいません。

#### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売 却 益	1	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

#### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	3	2

#### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	—	—

#### 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度額、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資産運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的区分基準による会計処理規程」及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

**リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体・連結)** (単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,996	13,989
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

**金利リスクに関する事項**

**IRRBB1:金利リスク(単体・連結)** (単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	15,517	14,904	113	650
2	下方パラレルシフト	0	0	132	125
3	ステープ化	11,265	11,241		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,517	14,904	132	650
		ホ		ヘ	
		2018年度		2019年度	
8	自己資本の額	50,522		50,865	

※「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2018年度より開示しております。

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、14,904百万円減少するものと把握しております。

**金利リスクの算定手法の概要**

説明項目	△EVEに関する定義説明	△NIIに関する定義説明
通貨ごとに計測した金利リスク量の集計	・損失を負値としているが、報告上はこれを正値として反転している ・集計において通貨毎の金利間の相関を考慮しておらず、金利リスク量が正(益)の場合はゼロ=報告上の損失のみ合算している	・期間収益減少を負値としているが、報告上はこれを正値として反転している ・集計において期間収益の変動額は、正(期間収益増加)の場合はゼロ=報告上の期間収益減少のみ合算している
(a)流動性預金の滞留について、行動オプション性を有する商品と残高 (b)行動オプション性の考慮にあたって、利用する方法 (c)流動性預金の滞留の考慮方法	(a)「要求払預金」の残高が対象 (b)保守的な前提に基づく方法(標準的手法)を採用 (c)重要性の判断基準 ：コア預金を考慮することによる金利リスク量に及ぼす影響が相応に大きいと判断されるため 計測手法 ：保守的な判断に基づく方法 以下のうち最小の額を上限とし満期は5年以内(平均2.5年以内)として計測 ・過去5年最低残高 ・過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ・現残高の50%相当額	
(a)定期預金の早期解約について、行動オプション性を有する商品と残高 (b)行動オプション性の考慮にあたって、利用方法 (c)定期預金の早期解約の考慮方法	(a)「定期預金」の残高が対象 (b)保守的な前提に基づく方法(標準的手法)を採用 (c)重要性の判断基準：金利リスク量に及ぼす影響が相応に大きいと判断したため 計測手法：保守的な前提に基づく方法 パッケージを用いパーゼル銀行監督委員会の基準文書に記載の計算式に則り計測。なおTDRR(早期解約率)は34%を採用	

**リスク管理の方針及び手続きの概要**

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## 信用集中リスクが自己資本比率に与える影響

(単位：百万円)

自己資本(A)	50,865	リスク・アセット(D)	267,029
大口要管理先以下非保全額(B)	331	自己資本比率(A)/(D)	19.04%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	50,534	信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(C)/(D)	18.92%

バーゼルⅢの第一の柱による自己資本比率算出の対象となっていないリスクとして、信用集中リスクがあります。

当金庫では、大口と信先のうち、要管理先以下（要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）の与信先に対する債権について、非保全額（担保・保証によって回収が可能と認められる額及び貸倒引当金として計上した額を控除した残額）のすべてが損失になると仮定し、自己資本比率に与える影響を計測のうえ管理しています。

この仮定に基づく計測の結果、2020年3月期における自己資本比率は19.04%から18.92%と0.12ポイント低下しますが、国内のみで事業を営む金融機関に求められる自己資本比率4%を大きく上回っているため、経営の健全性について問題はないものと考えております。

### 用語解説

本文中で説明がなされていない用語について解説します。

#### コア資本

金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、返済の必要がない資本を指す。  
従来のバーゼルⅡでは、資本を「基本的項目 (Tier1)」、「補完的項目 (Tier2)」に分類していたが、平成26年3月期よりバーゼルⅢが適用され、最も安定度の高い資本が「コア資本」に一本化された。

#### リスク・アセット

金融機関が保有する資産（貸出金や有価証券など）を、その安全度に応じて掛け目を乗じ再評価した金額。

#### リスク・ウェイト

金融機関のリスク・アセット算出に際し使用する掛け目。資産の種類や格付などに応じ、0%～1250%の掛け目が適用される。

#### ALM

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、おもに金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法。

#### 適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

#### 再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。

#### 証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。

#### 証券化目的導管体

証券化取引を行う目的に限定して組織された法人、信託等の導管体のうち、オリジネーターや原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されたものを指す。

#### オリジネーター

原資産の所有者。

#### BPV

Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー) の略。金利リスク指標の一つで、すべての期間の金利が1 ベース・ポイント (0.01%) 変化した場合における現在価値の変化額を表す。

#### IRRBB

銀行勘定の金利リスク (Interest Rate Risk in the Banking Book) を指し、2019年3月期よりリスク量の計測手法が統一された。統一後は、一定のシナリオに基づく金利水準の変動により銀行勘定の資産・負債の市場価格が変動することにもなう、①資本勘定の経済的価値変動額 ( $\Delta$ EVE: Delta Economic Value of Equity) と、②期間損益の変動額 ( $\Delta$ NII: Delta Net Interest Income) を計測のうえ公表することとされた。